

第24期宝塚市農業委員会
令和4年第4回議事録
(2022年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和4年4月19日
(2022年)

宝塚市農業委員会

第24期 宝塚市農業委員会 令和4年第4回議事録

1. 日 時 令和4年(2022年)4月19日(火)14時00分～15時00分

2. 場 所 宝塚市役所 特別会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番 平塚 三郎	7番 塚本 俊昭
2番 今里 浅一	9番 平井 公雄
3番 阪上 勝弥	10番 林 五郎
5番 中西 瞳	11番 上田 健
6番 阪上 秀一	12番 嶽 広行
	13番 篠木 秀夫

5. 欠席委員

4番 山添 令子、8番 中西 恵子

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

1番阪上委員、2番辻井委員、3番東委員、4番福井委員、5番和田委員

8. 欠席農地利用最適化推進委員

なし

9. 事務局

事務局長 溝渕良樹、係長 木元富夫 事務職員 鈴木恒、岡田優花里

10. 議 題

1 議案第56号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件

2 議案第57号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件

1 報告第73号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件

2 報告第74号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件

令和4年 第4回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和4年4月19日

開会 午後2時00分

○林会長 第24期宝塚市農業委員会令和4年第4回の総会を開催します。本日は、中西会長代理、山添委員の2名が欠席ですが、第4回委員会は成立しております。

本日の議事録署名委員は、5番中西瞳委員と7番塚本委員にお願いします。事務局長から諸般の報告をお願いします。

○事務局長 (諸般の報告)

○林会長 何か意見、質問等ありますか。無いようなので、議案審議に移ります。

議案第56号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第56号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、御審議願います。

1件目、譲受人が(住所)、(氏名)さん。譲渡人が(住所)、(氏名)さんです。申請地、境野字八講田(地番)、地目は畑、地積は1,449㎡です。譲受人の耕作面積は8,934㎡で、家族人数は5名。権利の種類は所有権。

審査基準としまして、全部効率利用の項目ですが、譲渡人の了解を得ている農地は譲受人が耕作しており、保有している農機具の能力等の状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できると見込まれる。

第2項第2号ですが、譲受人は個人であるため適用なし。信託についても適用なし。農作業常時従事は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれています。下限面積について、譲受人が耕作の事業に供すべき対象農地は、当該地区の下限面積30アールを超えており、転貸についても、許可申請に係る農地は所有農地であり、転貸には当たりません。申請地は野菜の栽培として利用する予定。譲受人は本件の権利所得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、4月7日に事務局2名、農業委員会会長、農業委員4名、農地利用最適化推進委員1名が譲受人立会いのもと、申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認しております。以上、農地法第3条第2項各号の不可事項に該当しないため、許可の要件を全て満たしていると考えます。

2件目、譲受人(住所)、(氏名)さん。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。申請地は山本丸橋3丁目21番4、地目は田。地積は536㎡です。耕作面積は14,579㎡で、家族人数は5名です。権利の種類は所有権。

審査基準としまして、全部効率利用の項目ですが、譲渡人の了解を得ている農地は譲受人が耕作しており、保有している農機具の能力等の状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できると見込まれる。

第2項第2号ですが、譲受人は個人であるため適用なし。信託についても適用なし。農作業常時従事についても、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれています。下限面積について、譲受人が耕作の事業に供すべき対象農地は、当該地区の下限面積10アールを超えております。転貸についても、許可申請に係る農地は所有農地であり、転貸には当たりません。

申請地は植木栽培として利用する予定。譲受人は本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、4月7日に事務局2名、農業委員会会長、農業委員4名、農地利用最適化推進

委員1名が譲受人の立会いのもと、申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認しております。以上、農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可の要件を全て満たしていると考えます。

○林会長 農業委員会等に関する法律第31条では農業委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができないとなっております。よって、1件目に関して、(氏)委員が自身の事項となりますので、退室をお願いします。

(退室)

○林会長 地区担当の農業委員の意見を伺います。中西瞳委員。

○中西瞳委員 特に問題はありません。

○林会長 農業委員・推進委員で何か意見・質問等ございますか。特にないようですので、採決いたします。

1件目について農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について許可することに賛成の農業委員は挙手を願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、許可します。(氏)委員に入室をお願いします。

(入室)

2件目について、地区担当の農業委員の意見を伺います。阪上秀一委員。

○阪上秀一委員 問題ありません。

○林会長 その他、本件に関して質問等ありますか。

特にないようですので、採決いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について許可することに賛成の農業委員は挙手を願います。

(挙手)

○林会長 本日出席の委員全員が賛成ですので、許可することといたします。

続いて、議案第57号について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第57号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件。別紙のとおり宝塚市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画について意見を求められましたので、御審議願います。

届出地、境野(地番)、境野(地番)、境野(地番)、境野(地番)。地目は全て田、面積はそれぞれ1,143㎡、3,708㎡、2,971㎡、1,112㎡の計4件です。貸主(氏名)さん、借主(氏名)さん。期間は令和4年の5月1日から令和14年4月30日までです。

○林会長 地区担当の農業委員の意見を伺います。中西瞳委員。

○中西瞳委員 特に問題はありません。

○林会長 ほかに何か御意見御質問等ございますか。特にないようでしたら、採決いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件について決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、決定することといたします。

続いて報告事項に移ります。報告第73号について、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を報告します。事務局から説明をお願いします。

○事務局 報告第73号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件。別紙のとおり農地法第4条第1項第8号の規定による届け出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

1件目、届出者、(住所)、(氏名)から申請がありました。届出地は口谷東3丁目

67番31。地目は畑。地積は488㎡。耕作者は(氏名)さん。転用目的は共同住宅。造成期間は令和4年6月15日から30日間。建設期間は令和4年7月15日から150日間。施設の概要は木造2階建、358.83㎡です。その他として、水利組合同意書。隣地農地はないので、同意書の添付はありません。

○林会長 地区担当の農業委員の意見を伺います。阪上秀一委員。

○阪上秀一委員 問題ありません。

○林会長 何か意見、質問等ありますか。特にないようですので、報告第74号について、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 報告第74号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等にかかる農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。

1件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、平成30年12月15日から令和4年3月4日。耕作面積は998㎡。納税猶予農地は安倉南(地番)、ほか2筆、合計3筆。3筆の合計は998㎡で全て自作地です。証明年月日は令和4年3月4日。願出地は安倉南(地番)、田、550㎡。(地番)、田、252㎡。(地番)、田、196㎡で、水稲として営農されています。

2件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、平成31年3月14日、令和4年2月27日まで。耕作面積は1,608㎡。納税猶予農地は山本丸橋1丁目92番、ほか2筆、合計3筆。全て自作地で1,608㎡。証明年月日は令和4年3月23日。願出地は山本丸橋(地番)、田、495㎡。現況は果樹、野菜。山本丸橋(地番)、畑、565㎡。口谷西(地番)、畑、548㎡。上記2筆は果樹が植わっております。

○林会長 何か意見、質問等ありますか。無いようなので、以上で本日の議案2件、報告2件について審議等は終了しました。

これを持ちまして、令和4年第4回の総会は閉会します。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

10番(会長) 林 五 郎

5番 中西 瞳

7番 塚本 俊昭